

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則に基づく事務取扱要綱

昭和60年7月5日

本部訓令第9号

改正 平成28年3月29日警察本部訓令第14号

(目的)

第1条 この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）が行う遊技機の認定及び型式の検定等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成7年、1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(認定申請)

第2条 法第20条第2項及び規則第1条第1項の規定に基づく認定申請書を受理した署長は、規則第1条第3項に掲げる添付書類等に不備の点がないかを確認するとともに、認定申請書及び添付書類の正本1通を警察本部長（以下「本部長」という。）に送付しなければならない。

(認定に関する試験)

第3条 生活安全企画課長は、認定申請書に係る遊技機（規則第13条に規定する試験を受けた遊技機を除く。）が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第7条に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当するか否か認定するために、試験（以下「認定試験」という。）を行うものとする。

2 生活安全企画課長は、認定申請書に係る遊技機が規則第13条に基づく試験を受けた遊技機であるときは、当該認定申請書類により審査を行うものとする。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(認定の通知)

第4条 生活安全企画課長は、前条の規定に基づく認定試験又は認定申請書類審査（以下「認定試験等」という。）の結果、当該遊技機が遊技機の基準に該当しないと認めるときは、認定通知書（別記様式第1号）により署長を経由して申請者に通知するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の認定を行ったときは、その都度認定台帳（別記様式第2号）に所定事項を記載して認定状況を明らかにしておかなければならない。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(不認定の通知)

第5条 生活安全企画課長は、第3条の規定に基づく認定試験等の結果、当該遊技機が遊技機の基準に該当すると認めるときは、不認定通知書(別記様式第3号)により署長を経由して申請者に通知するものとする。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(認定の取消し)

第6条 生活安全企画課長は、既に認定した遊技機を規則第5条の規定に基づき、その認定を取り消したときは、認定取消通知書(別記様式第4号)により当該遊技機の認定を受けている者に通知するものとする。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(検定申請の受理)

第7条 生活安全企画課長は、法第20条第4項の規定に基づく遊技機の型式検定申請書(以下「検定申請書」という。)が提出されたときは、規則第7条第2項に掲げる書類等の添付状況及び内容について点検したうえで受理しなければならない。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(検定に関する試験)

第8条 生活安全企画課長は、前条の規定により検定申請書を受理したときは、規則第8条の規定に基づき、当該検定申請書に係る型式について試験(以下「型式試験」という。)を行うものとする。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(検定の通知等)

第9条 生活安全企画課長は、前条の規定による型式試験の結果、検定申請書に係る型式が技術上の規格に適合していると認めるときは、検定通知書(甲)(別記様式第5号)により検定申請者に通知するとともに、その内容を記載した公告書(別記様式第6号)を警察本部に設置する公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の検定を行ったときは、その都度検定台帳(別記様式第7号)に所定事項を記載して検定状況を明らかにしておかなければならない。

3 生活安全企画課長は、第8条の規定による型式試験の結果、検定申請書に係る型式が技術上の規格に適合していないと認めるときは、検定通知書(乙)(別記様式第8号)により検定申請者に通知するものとする。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(検定の取消し)

第10条 生活安全企画課長は、第9条第1項の規定により検定をした遊技機について、規則第11条の規定に基づき検定を取り消したときは、検定取消通知書(別記様式第9号)により当該検定を受けている者に通知するとともに、その内容を記載した公告書(別記様式第10号)を警察本部に設置する公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月30日本部訓令第2号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年本部訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

認 定 通 知 書

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

下記の遊技機は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第7条に規定する遊技機の基準に該当しないと認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第3条第2項の規定により通知します。

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
遊技機 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製造業者名	
	検定の有無及び 検定番号	
認 定 番 号		
認 定 の 有 効 期 間		認定の日(年 月 日)から3年間

別記様式第2号(第4条関係)

認 定 台 帳

受理番号	受理年月日	機 種 名 等	製造業者名	型式試験番号 型式試験原本番号	認定番号	認定年月日	備 考

別記様式第3号(第5条関係)

不 認 定 通 知 書

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

下記の遊技機は、下記の理由により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第7条に規定する遊技機の基準に該当すると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第3条第3項の規定により通知します。

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
遊技機 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製造業者名	
不 認 定 の 理 由		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

別記様式第4号(第6条関係)

認 定 取 消 通 知 書

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

下記の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第5条の規定により、その認定を取り消したので通知します。

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
遊技機 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製造業者名	
	検定の有無及び 検定番号	
認 定 番 号		
認 定 取 消 年 月 日		
取 消 の 理 由		

なお、この処分につき不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に当委員会に対し、行政不服審査法に基づき異議の申立てができることとなっているので、あわせてお知らせします。

別記様式第5号(第9条関係)

検 定 通 知 書 (甲)

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

下記の型式の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合すると認められるので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
遊技機 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製造業者名	
検 定 番 号		
検 定 の 有 効 期 間	公示の日(年 月 日)から3年間	

別記様式第6号(第9条関係)

公 告

下記の型式の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合すると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公布する。

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
遊技機 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製 造 業 者 名	
検 定 番 号		
検 定 の 有 効 期 間		公示の日(年 月 日)から3年間

別記様式第8号(第9条関係)

検 定 通 知 書 (乙)

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

下記の型式の遊技機は、下記の理由により、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していないと認められるので、同規則第9条第2項の規定により通知します。

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
型 式 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製 造 業 者 名	
不 適 合 の 理 由		

なお、この処分につき不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に当委員会に対し、行政不服審査法に基づき異議の申立てができることとなっているので、あわせてお知らせします。

別記様式第9号(第10条関係)

検 定 取 消 通 知 書

殿

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

下記の型式の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第11条の規定により、その検定を取り消したので通知します。

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
型 式 の 概 要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型 式 名	
	製 造 業 者 名	
検 定 番 号		
検 定 取 消 年 月 日		公 示 の 日(年 月 日)
取 消 の 理 由		

なお、この処分につき不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に当委員会に対し、行政不服審査法に基づき異議の申立てができることとなっているので、あわせてお知らせします。

別記様式第10号(第10条関係)

公 告

下記の型式の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第11条の規定により、その検定を取り消したので、同条第3項の規定により公示する。

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

記

申請者の氏名又は 名称及び住所		
型式 の 概要	遊技機の種類	
	遊技機の区分	規則第 条第 号
	型式名	
	製造業者名	
検 定 番 号		
検 定 取 消 年 月 日		公示の日(年 月 日)
取 消 の 理 由		

別記様式第1号（第4条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令1〕

（平28本部訓令14・一部改正）

別記様式第4号（第6条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕

別記様式第5号（第9条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕

別記様式第6号（第9条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕

別記様式第7号（第9条関係）

別記様式第8号（第9条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕

別記様式第9号（第10条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕

別記様式第10号（第10条関係）

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令2〕